

ほけんだより 第1号

蓮田特別支援学校 保健室

令和4年4月28日

御入学・御進級おめでとうございます。今年度の保健室は、養護教諭内田と小勝で対応します。引き続き、児童生徒の健康管理や感染症対策に努めていきます。

何かありましたら、気軽に保健室に御連絡ください。

令和4年度健康診断の予定



項目	日時	学年	内容・注意
眼科検診 	5月11日(水) 10時00分～	全校生	眼に異常がないかチェックします。 ※未検査者、異常があつて受診が必要な場合、 プール学習に参加できません。
耳鼻科検診 	5月17日(火) 10時00分～	全校生	耳・鼻・のどに異常がないかチェックします。 ※未検査者、異常があつて受診が必要な場合、 プール学習に参加できません。
内科検診 	5月19日(木) 13時00分～	全校生(通学生)	主治医からの意見書や保健調査票の事前調査を もとに、学校医が検診を行います。
心臓検診 	6月1日(水) 10時00分～	小1年生 中1年生 高1年生	心電図の検査をします。心臓疾患があり、定期的 に通院されている方は受診の必要はありません。今後、 配布する問診票にその旨を記入してください。
歯科検診	6月2日(木) 9時00分～	中学部・高等部 (通学生・2病棟生)	小学部と中・高等部の日程が変更になりました。
胸部X線	6月6日(月) 13時00分～	高1年生	車いす対応の検診車で撮影します。
尿検査1次 (予備日) 	6月13日(月) 14日(火)	全校生	提出日の朝の尿を、朝9:30までに保健室に提出 してください。
歯科検診	6月23日(木) 9時00分～	小学部	
尿検査2次 	6月28日(火)	対象者のみ	提出日の朝の尿を、朝9:30までに保健室に提出 してください。

※注意事項※

- ① 歯科検診は事前に欠席が分かっている場合、別日に受診ができます。担任にお知らせ下さい。
- ② 学校での健康診断はあくまでスクリーニング(病気の可能性を見つけ、医療機関へ繋ぐふり分け)です。受診した結果、異常なしと診断されることもありますので、御協力お願いいたします。
- ③ 1日のみの健康診断は、欠席をすると個人で受診することになるため、できる限り欠席をしないようお願いします。
- ④ プール学習については、実施の有無等を検討しています。

♪お世話になる学校医・歯科医・薬剤師の先生方♪

内科	須田 秀利 先生	須田内科小児科クリニック
眼科	龍井 哲夫 先生	タツイ眼科医院
耳鼻科	佐々木 拓雄 先生	佐々木耳鼻咽喉科医院
歯科	一之瀬 真弥 先生	一之瀬歯科医院
整形外科	寺山 恭史 先生	蓮田病院
学校薬剤師	吉川 陽子 先生	コスモ薬局 蓮田店
学校医(病棟)	村上 てるみ 先生	東埼玉病院
学校医(病棟)	加藤 るみ子 先生	東埼玉病院
歯科医(病棟)	遠藤 友樹 先生	東埼玉病院



【色覚検査について】

色覚検査とは、希望者を対象に、色の見え方について調べる検査です。色覚異常とは、色が全く分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活でほとんど不自由はありません。ただし、職業・進路選択の際に「色」に対する自身の特性を知っておくと、参考になる場合があります。

学校での検査方法は、色覚検査表の数字を読み上げることができるかで判断します。

以上を御理解いただき希望される場合は、連絡帳で担任に御連絡ください。

保護者の方へ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆

【学校での与薬について】

- ① 児童生徒への与薬を依頼する際には「与薬依頼書」の提出をお願いします。自己管理ができていても、手先の問題で介助が必要な場合は提出が必要となります。
- ② 「与薬依頼書（臨時）」は、先日全児童生徒に黄色の用紙で2枚配布しました。
(例)・中耳炎になり、抗生物質を5日間服用する必要があるため、昼の与薬を依頼したい。
・目を擦ってしまい、角膜が傷ついてしまった。1日3回（2週間）抗菌薬の目薬を点眼する必要があるため、昼に依頼をしたい。などの一時的に与薬が必要な場合に御使用ください。用紙がなくなった
- ③ 常時（毎日）の与薬依頼書が必要な御家庭は担任にお知らせください。
(例)・筋緊張を和らげる薬を服薬する必要がある。
・1日3回プロベト（ワセリン）を塗る必要があるため、給食後に依頼をしたい。などの毎日の服薬が必要な場合には「与薬依頼書（常時）」を提出ください。
- ④ 在校中にどうしても与薬をしなければならない場合に限り、下校後や朝と夕食後の与薬で可能なものについては、家庭で対応してください。
- ⑤ ※市販薬の与薬はできません。医師の指示によって、医療機関で処方されたもの（内服薬・外用薬）に限ります。

※詳細は、4月8日付の「与薬依頼書の利用について」を御確認ください。